講演資料

証券取引等監視委員会の活動状況等

平成25年5月22日

金融庁証券取引等監視委員会
事務局次長　　松井　英隆

日経平均株価の推移

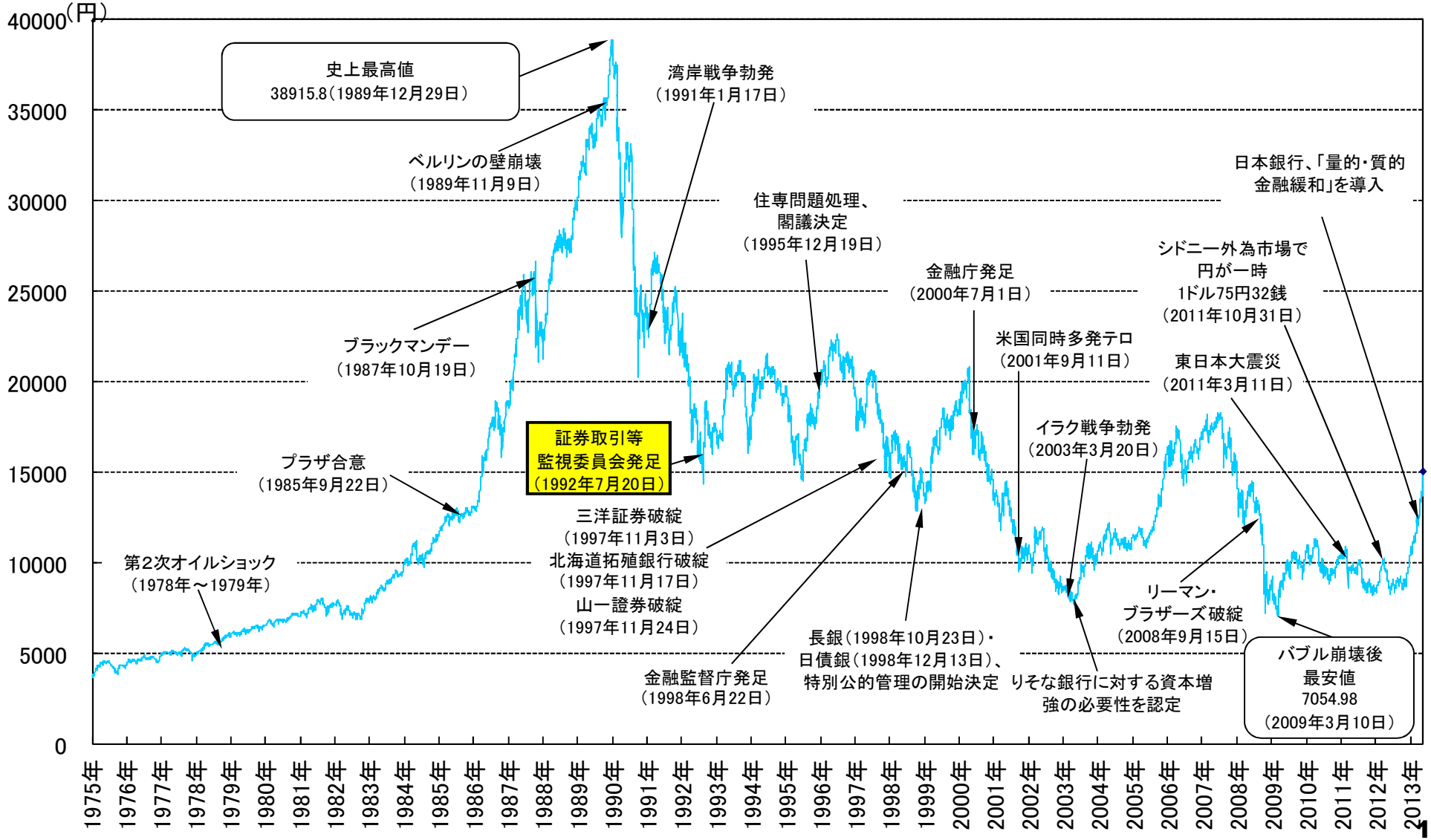
(円)
40000
35000
30000
25000
20000
15000
10000
5000
0
史上最高値
38915.8(1989年12月29日)
ベルリンの壁崩壊
(1989年11月9日)
湾岸戦争勃発
(1991年1月17日)
住専問題処理、
閣議決定
(1995年12月19日)
金融庁発足
(2000年7月1日)
日本銀行、「量的・質的
金融緩和」を導入
シドニー外為市場で
円が一時
1ドル75円32銭
(2011年10月31日)
ブラックマンデー
(1987年10月19日)
米国同時多発テロ
(2001年9月11日)
東日本大震災
(2011年3月11日)
証券取引等
監視委員会発足
(1992年7月20日)
イラク戦争勃発
(2003年3月20日)
プラザ合意
(1985年9月22日)
三洋証券破綻
(1997年11月3日)
北海道拓殖銀行破綻
(1997年11月17日)
山一證券破綻
(1997年11月24日)
第2次オイルショック
(1978年～1979年)
リーマン・
ブラザーズ破綻
(2008年9月15日)
長銀(1998年10月23日)・
日債銀(1998年12月13日)、
特別公的管理の開始決定
金融監督庁発足
(1998年6月22日)
りそな銀行に対する資本増
強の必要性を認定
バブル崩壊後
最安値
7054.98
(2009年3月10日)
1975年
1976年
1977年
1978年
1979年
1980年
1981年
1982年
1983年
1984年
1985年
1986年
1987年
1988年
1989年
1990年
1991年
1992年
1993年
1994年
1995年
1996年
1997年
1998年
1999年
2000年
2001年
2002年
2003年
2004年
2005年
2006年
2007年
2008年
2009年
2010年
2011年
2012年
2013年

市場監視活動における証券監視委の位置づけ

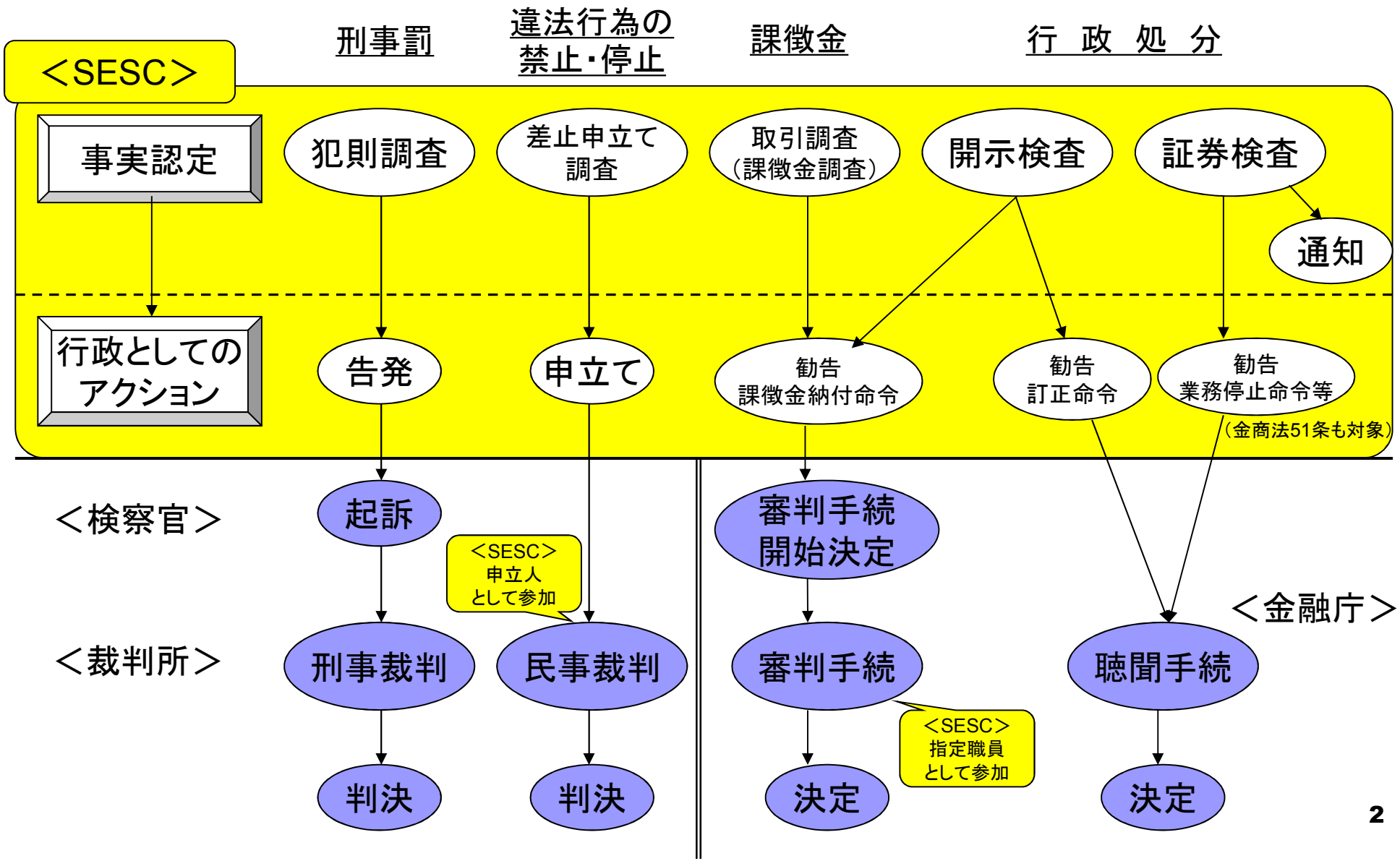

証券監視委の市場監視活動の主な推移

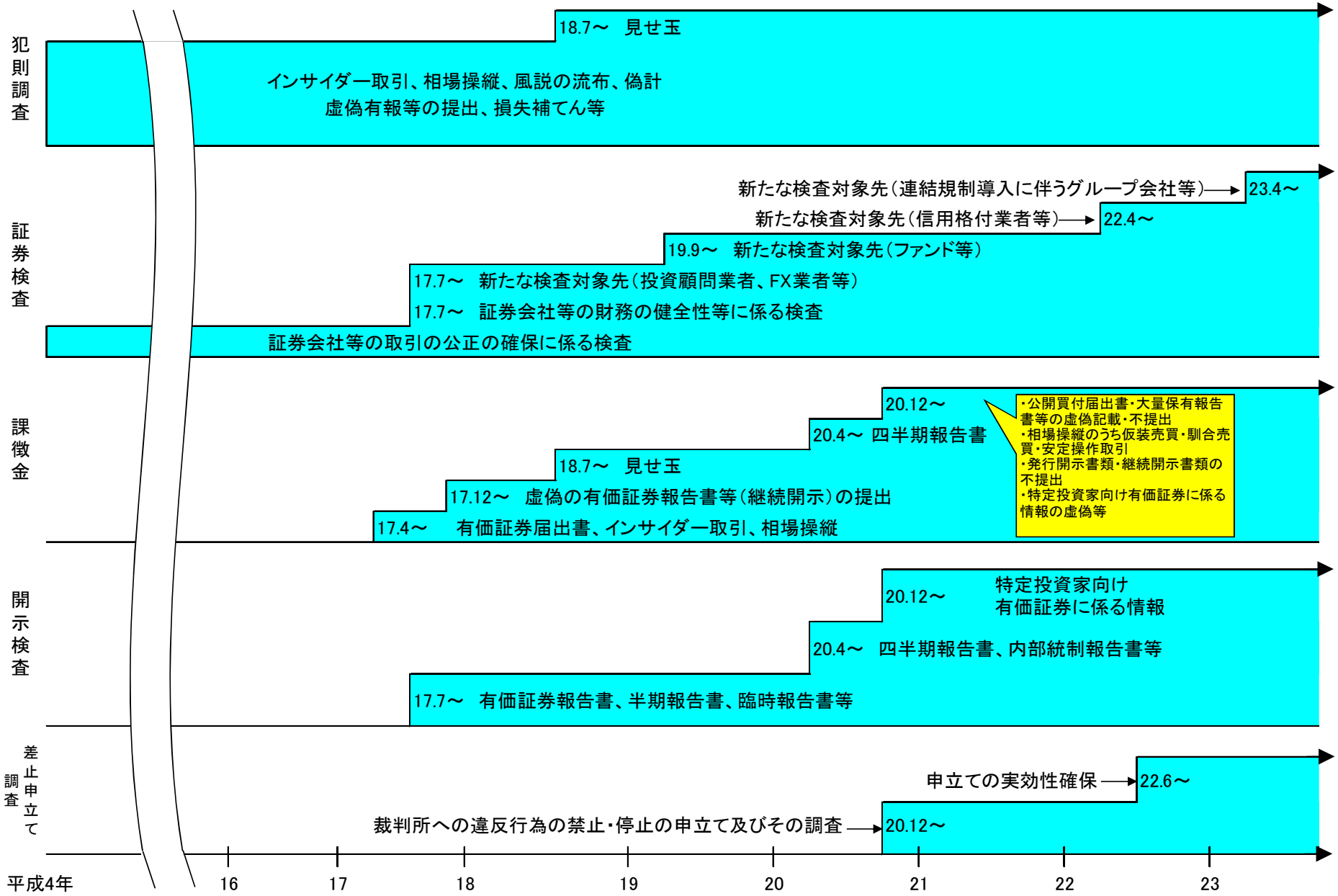

告発・勧告・申立ての実施状況（平成4年～）

単位：件数

区分 ＼ 年度	4～13	14	15	16	17	18	19	20		21	22	23	24	合計
犯則事件の告発　（件）	43 （4.3件/年）	10	10	11	11	13	10	13	（4）	17	8	15	7	164
勧告　（件）	214	30	26	17	39	43	59	50	（19）	74	64	45	62	704
課徴金納付命令に関する勧告	—	—	—	—	9	14	31	32	（15）	53	45	29	41	239
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	—	—	—	—	1	1	0	0	（0）	0	0	0	1	3
証券検査結果等に基づく勧告	214 （21.4件/年）	30	26	17	29	28	28	18	（4）	21	19	16	20	462
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て（件）	—	—	—	—	—	—	—	0	（0）	0	2	3	1	6

（注）平成20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、
平成21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月。
なお平成20年度（　）内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成21年度との重複期間（平成21年4月～6月）の件数である。

歴代委員長・委員推移表

	H4.7～H7.7 （第1期）	H7.7～H10.7 （第2期）	H10.7～H13.7 （第3期）	H13.7～H16.7 （第4期）	H16.7～H19.7 （第5期）	H19.7～H22.12 （第6期）	H22.12～H25.12 （第7期）
委員長	水原　敏博 （元名古屋高検検事長）	水原　敏博 【再任】	佐藤　ギン子 【再任】	高橋　武生 【再任】	高橋　武生 【再任】	佐渡　賢一 （元福岡高検検事長）	佐渡　賢一 【再任】
委員	成田　正路 （元ＮＨＫ解説委員）	成田　正路 【再任】	高橋　武生 （元福岡高検検事長）	川岸　近衛 【再任】	野田　晃子 【再任】	福田　眞也 （元監査法人トーマツ代表社員）	福田　眞也 【再任】
委員	三原　英孝 （元会計検査院事務総長）	佐藤　ギン子 （元労働省総務審議官） （元在ケニア駐箚特命全権大使）	川岸　近衛 （元読売新聞社解説副委員長）	野田　晃子 （元中央青山監査法人代表社員）	水城　武彦 （元ＮＨＫ解説委員）	熊野　祥三 （元証券取引等監視委員会委員長補佐官） （元野村ホールディングス取締役）	吉田　正之 （元長島・大野・常松法律事務所顧問）

今 日 の ポ イ ン ト （ メ モ ）

1. 活動方針の「3つの基本的考え方」について

（1） 機動性・戦略性の高い市場監視の実現

（2） 市場規律の強化に向けた働きかけ

（3） 市場のグローバル化への対応

→ *市場の活性化、国際競争力の向上に貢献*

2. 活動方針の「6つの重点施策」別にみた市場監視活動

（2） 不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応

事例：不公正ファイナンスへの対応

① 第三者割当増資規制

② 偽計罪（金商法158条）による刑事告発 ― 7つの事例紹介

（3） ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施

適正なディスクロージャーを確保するための枠組み（第三者委員会の実務慣行等）

事例：①オリンパス（株）の不正会計事案、②無届募集への対応

（4） 課徴金制度の一層の活用

課徴金制度と運用の概要

事例：①ヤフー株式に係る相場操縦事案、②増資インサイダー事案

（5） 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施

・ 登録業者に対する検査の状況（主な指摘事例）

事例：①丸大証券、②AIJ投資顧問、③Ｓ＆Ｐ、④MRIインターナショナル

・ 届出業者及び無登録業者への対応

事例：①検査結果の公表事例、②裁判所への禁止命令等の申立て（６事例）

・ ２５年度検査基本方針のポイント

（6） 自主規制機関などとの連携

事例：①J―IRISSへの取組み、②上場会社のウェブサイト上の情報管理について

（1） 包括的かつ機動的な市場監視

事例：市場のグローバル化への対応

（参考）市場監視活動と市場の活性化・国際競争力

証券取引等監視委員会　第7期活動方針（抄）

～公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～

H23年1月18日

1. 証券監視委の使命　…　市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護を目指して市場を監視

2. 基本的な考え方
   - ⑴ 機動性・戦略性の高い市場監視の実現
   - ⑵ 市場規律の強化に向けた働きかけ
   - ⑶ 市場のグローバル化への対応

3. 重　点　施　策
   - ⑴ 包括的かつ機動的な市場監視
   - ⑵ 不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応
   - ⑶ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施
   - ⑷ 課徴金制度の一層の活用
   - ⑸ 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施
   - ⑹ 自主規制機関などとの連携

(1) 機動性・戦略性の高い市場監視の実現

- 証券監視委の持つ、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則調査といった手段を戦略的に活用し、迅速かつ効果的な市場監視を行います。

- その際、市場の動きや違反行為の動向、国際的な検査・監督などを踏まえてタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指します。

- また、自主規制機関などとの連携を強め、全体としての市場監視の効果を上げていきます。

（2）市場規律の強化に向けた働きかけ

- 市場監視から得られた問題意識を、建議などを通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていきます。
- 各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等を通じて各市場参加者に積極的に働きかけていきます。
- そのため、市場参加者との対話、市場への情報発信も強化していきます。

（3）市場のグローバル化への対応

- クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化していることを踏まえ、海外当局等と密接に連携しながら、グローバルな市場監視対応に取り組んでいきます。
- グローバルに活動する大規模な証券会社等に対しては、国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用した検査対応を行っていきます。
- そのため、一層の人材育成や体制整備を進めていきます。

重点施策(2)
不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応

- インサイダー取引、相場操縦、不公正ファイナンスに係る偽計取引や虚偽記載などの違反行為に対して引き続き厳正に対応していきます。

- 不公正取引規制に係る制度のあり方に関し、調査結果を踏まえ積極的に必要な貢献を行っていきます。

1. 不公正ファイナンスに利用されやすい「箱企業」

- 経営不振、資金繰り困難（銀行の融資が受けられない）
- 上場廃止基準（債務超過、時価総額基準等）への抵触

- 第三者割当増資等のファイナンスの繰返し
- 正体不明の者への割当て
- 支配権の移転
- 不透明な投融資
  - 調達した資金は社外へ流出（投融資実施後焦げ付き、特別損失計上）

“箱企業”化

市場から不正に資金を吸い上げるための“箱”と化してしまう

2. 不公正ファイナンスのイメージ①　（架空増資）

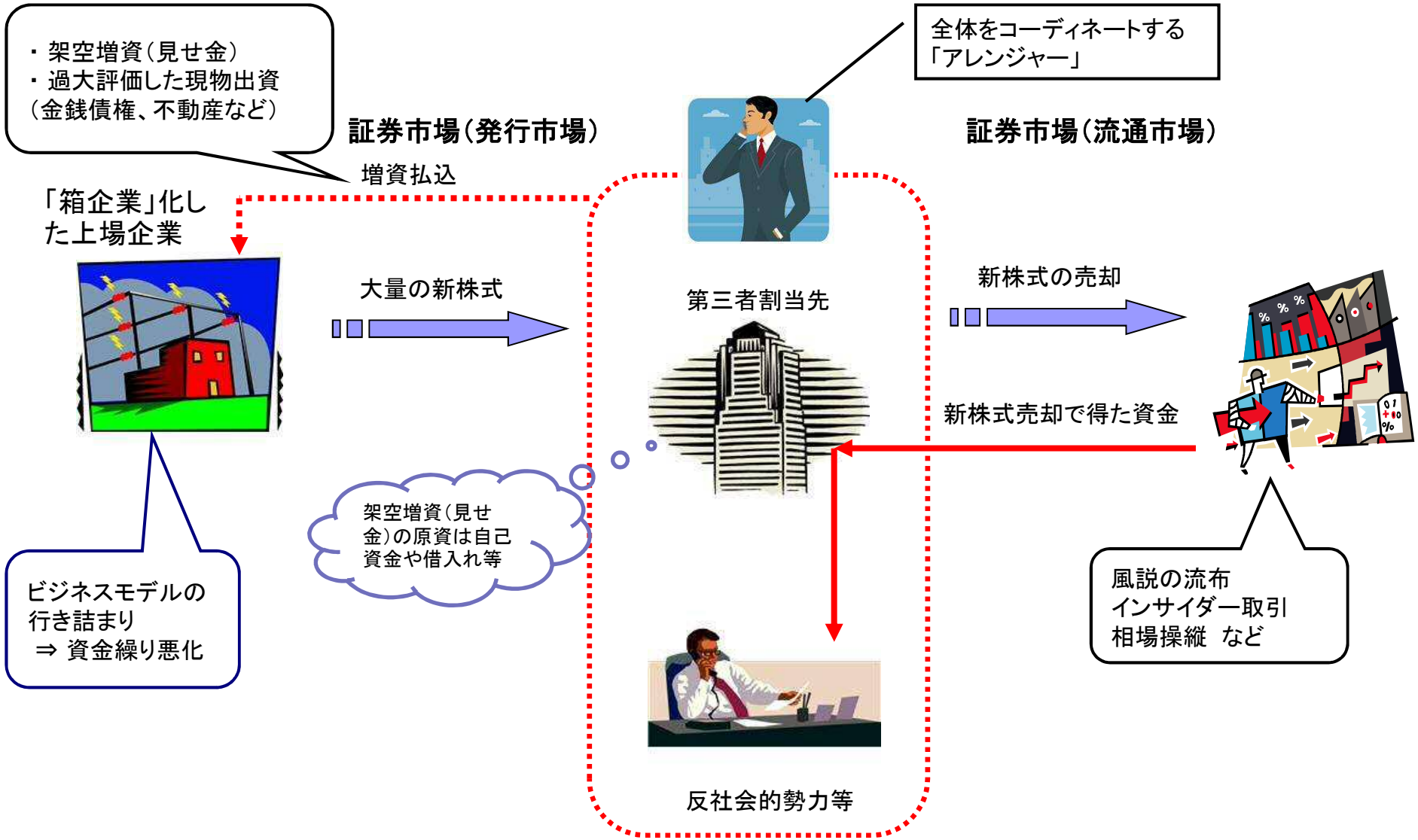

2. 不公正ファイナンスのイメージ② （資金還流）

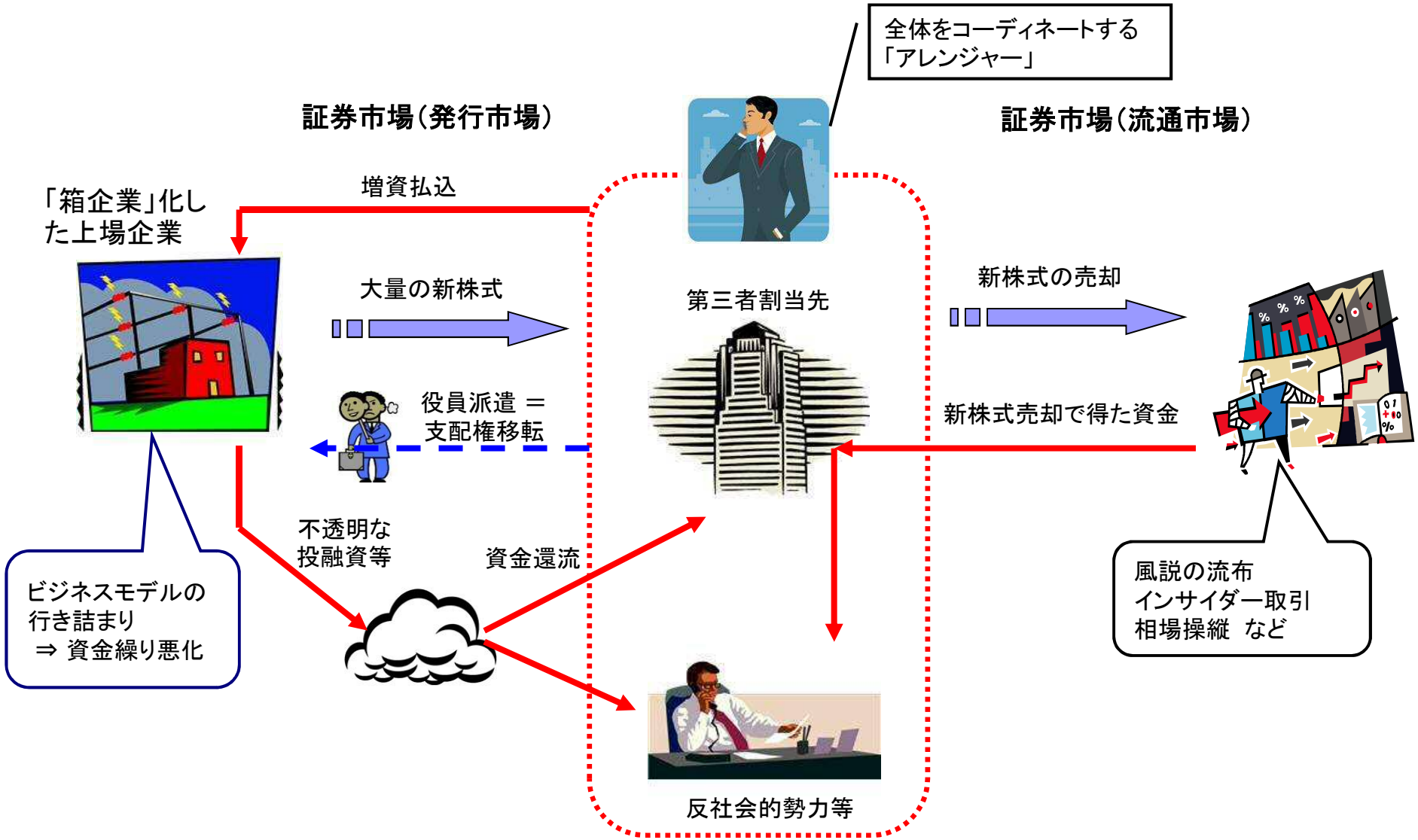

３．第三者割当増資規制

①　第三者割当規制（法令による規制）

- 企業内容開示府令の改正：平成２１年１２月
  - ２５％以上の希薄化や支配株主異動が生ずる場合にその理由の開示。大規模な第三者割当を行わなければならない理由及び既存株主への影響についての取締役会の判断内容の開示。決定に至る過程の開示。

    ⇒ 発行数量の恣意性への対応

  - 発行価格算定根拠及び発行条件の合理性についての考え方の開示。有利発行に該当しないと判断した場合の理由及び判断過程の開示。

    ⇒ 発行価額の恣意性への対応

  - 割当先の概要、会社との関係、割当先選定の理由、割当先による保有方針、払込みに要する財産を保有することの確認内容、株主としての権利行使を行う権限を実質的に保有する者がいる場合にはその内容、反社会的勢力の不関与確認内容の開示。

    ⇒ 割当先選定の恣意性への対応

- 企業開示ガイドラインの改正：平成２２年６月

３．第三者割当増資規制（続き）

②　第三者割当規制（証券取引所による規制）

- 有価証券上場規程の改正：平成２１年８月
  - 希薄化率規制（300％超は上場廃止、25％以上は原則として相当性についての第三者機関意見又は株主総会決議等が必要。）

    ⇒ 発行数量の恣意性への対応

  - 払込金額の算定根拠等及び監査役等の意見の開示。

    ⇒ 発行価額の恣意性への対応

  - 支配株主異動を生じた場合3年以内に支配株主との取引健全性が毀損された場合は上場廃止。払込みに要する財産の存在確認内容の開示。反社会的勢力の不関与確認内容の開示。

    ⇒ 割当先選定の恣意性への対応

３．第三者割当増資規制（続き）

③　第三者割当規制（関係機関への働きかけ）

- 「会社法上の現物出資の目的となる不動産の鑑定評価の適正な実施について」（平成２２年８月２５日 国土交通省地価調査課長通知）
  - 「商法上の現物出資・財産引受・事後設立の目的となる不動産に係る弁護士の証明並びに不動産鑑定評価上の留意点について」（平成4年7月20日 日本不動産鑑定協会）←日弁連との共同研究。弁護士の役割、不動産鑑定士の役割について記述あり。
- 「会社法上の現物出資の目的となる不動産の鑑定評価に関する実務指針」（平成２３年８月３０日 日本不動産鑑定協会、現：日本不動産鑑定士協会連合会）
- 市場や投資者に対する説明責任←鑑定評価書の開示等
- 弁護士、公認会計士、税理士とも問題意識の共有

3. 第三者割当増資規制（続き）

④ 第三者割当件数等推移

第三者割当件数

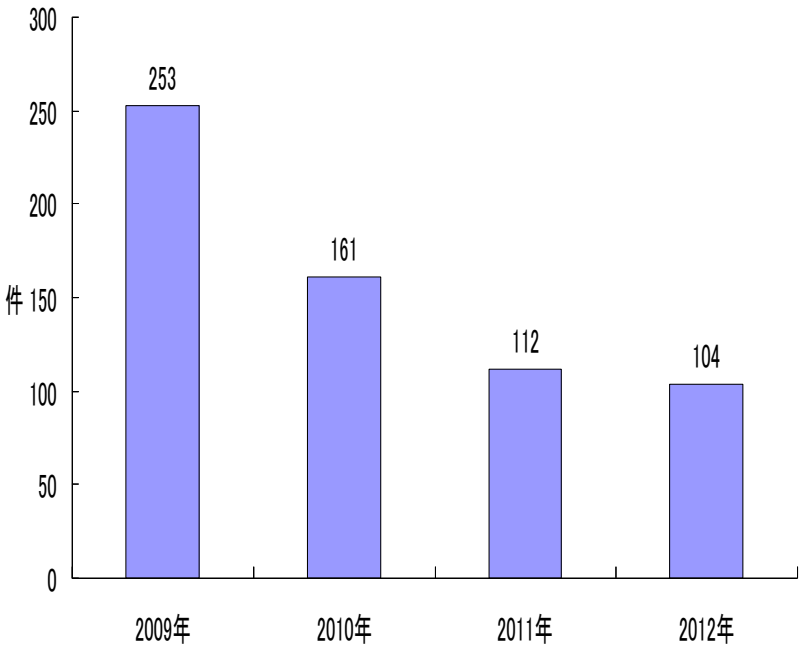

現物出資件数

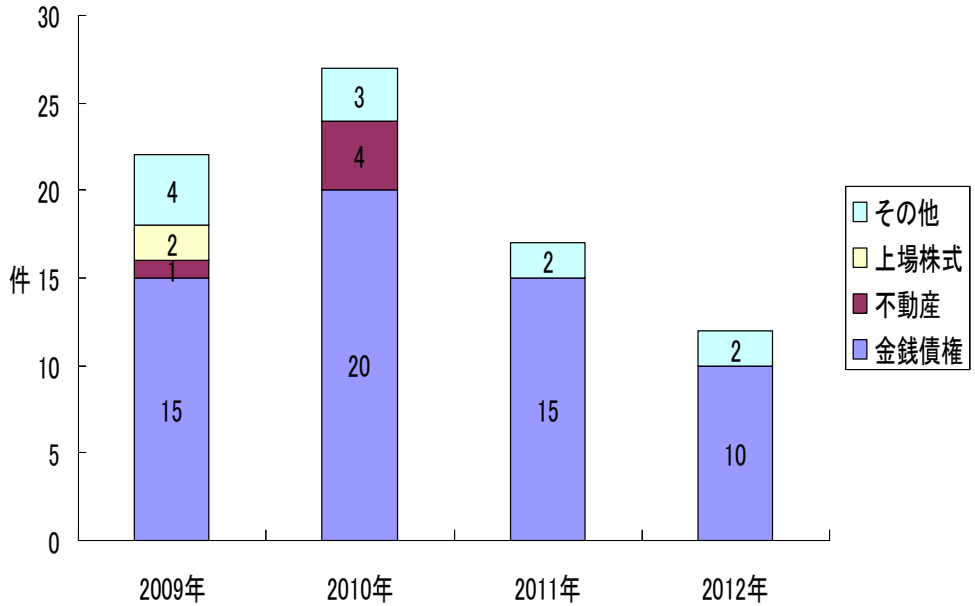

・第三者割当増資の件数は大幅に減少。
・その中の現物出資事案では、不動産現物出資が2010年を最後に姿を消している一方で、金銭債権を用いた現物出資（DES）が継続的に発行されている。

注） ＊第三者割当件数からは、第三者割当の形態ではあるものの不公正ファイナンスの可能性が乏しいと考えられる以下の事例を除外している。
1）第三者割当による自己株処分
2）公募増資と同時に実施される主幹事証券会社に対する第三者割当増資（＝オーバーアロットメントでの新株発行）
3）ストックオプションを目的とした新株予約権の発行
＊現物出資件数の内訳で、同一の第三者割当において複数の種類の対象財産を現物出資している場合は、重複して集計している。

4. 不公正ファイナンス関係の告発

（1）“偽計罪”の適用

- 上場株式の発行過程（発行市場）における不適切な行為 だけでは、（不当な）利益を実現できない
- 株式の流通市場において、手に入れた株式を売却するなり、その株式の価値を高めるなりして、初めて、（不当な）利益を実現できる
- このような仕掛けは、発行市場と流通市場を跨いだ舞台設定をし、この一連の仕掛け全体のシナリオを描く者（“アレンジャー”）が存在してこそ成り立つ

↓

- 一連の仕掛け全体に関与する者や企業を逃すことなく摘発するには、個々の法令違反（公正証書原本不実記載や有価証券報告書虚偽記載等）で捉えるのではなく、この一連の仕掛け全体の中で「偽計」となる行為について「有価証券の売買等のため」又は「有価証券等の相場の変動を図る目的をもつて」と捉え、その適法性／違法性を問うことが、問題の本質に沿ったものとなる。

↓

“偽計罪”（金融商品取引法第158条）を適用

※金融商品取引法158条（風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止）「何人も、有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等のため、又は有価証券等の相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。」

（2）これまでの告発事例

- ペイントハウス（平成21年7月）
- ユニオンホールディングス（平成21年12月）
- トランスデジタル（平成22年3月）
- NESTAGE（平成23年8月）
- 井上工業（平成23年12月）
- セラーテムテクノロジー（平成24年3月）
- セイクレスト（平成24年12月）

✓ アレンジャーの行為も対象として、金融商品取引法158条（偽計罪）違反などを問うて告発。
✓ これまでのところ効果大。引き続き、手を緩めずに対処。
✓ 更に、“未然防止”のための広報活動も強化。

不公正ファイナンスを偽計罪（金商法158条）で告発した事例

銘柄 （告発年月）	概要	判決	会社
ペイントハウス （21年7月）	ペイントハウスの経営再建に係る支援の依頼を受けた犯則嫌疑者が、同社に対し、自ら支配する投資ファンドを引受先として第三者割当増資をさせた上、同社に払い込まれた株式払込金を直ちに社外流出させる意図を隠し、資本増強が行われた旨の虚偽の事実を公表させるなどし、偽計を用いた事件。	22.2.18(東京地裁) 投資顧問会社役員：懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金400万円 追徴金約3億147万円 22.11.30（東京高裁）：控訴棄却 23.3.23（最高裁）：上告棄却	18年7月 上場廃止 その後、㈱ティエムシーに商号変更 22年4月 破産開始決定
ユニオンホールディングス （21年12月）	ユニオンホールディングスの代表取締役であった犯則嫌疑者らが共謀し、同社の上場廃止を回避するため、実体のない法人を割当先とする第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行を行う旨を公表の上、実際には本件増資の相当部分は見せ金による水増し増資であるのに、予定通り資本増強が行われた旨の虚偽の公表を行い、偽計を用いた事件。	22.8.18（大阪地裁） 当該会社代表取締役：懲役3年(執行猶予5年) 罰金300万円 追徴金約2億5529万円 当該会社：罰金3000万円	22年2月 上場廃止
トランスデジタル （22年3月）	トランスデジタルが経営破たんに陥る直前に発行した新株予約権の行使に係る増資について、入金した払込金を直ちに出金の上、再度別の払込金として入金するということを繰り返し、架空増資をしたにも関わらず、適法に新株発行が行われた旨の虚偽の公表を行い、偽計を用いた事件。	22.11.24（東京地裁） 元当該会社顧問：懲役3年（執行猶予4年） 同代表取締役：　懲役2年6月（執行猶予4年）	20年9月 上場廃止 23年5月 破産開始決定
NESTAGE （23年8月）	NESTAGEの役員や増資引受先の役員等の犯則嫌疑者7名が、現物出資を含む第三者割当増資を行うに際し、債務超過を解消するとともに、嫌疑法人の株価をつり上げることを企て、現物出資財産（不動産）の価値を過大評価した上、虚偽の内容を含む公表を行い、偽計を用いた事件。	23.10.11（大阪地裁） 引受先会社役員：懲役1年6月（執行猶予3年） 同会社員：懲役1年6月（執行猶予3年） 25.5.10（大阪地裁） 当該会社会長：懲役1年4月（執行猶予3年） 同取締役：懲役1年2月（執行猶予3年） 同執行役員：懲役1年（執行猶予3年） 当該会社：罰金300万円	22年8月 上場廃止 23年4月 ㈱ゲオが100%子会社化

銘柄 （告発年月）	概要	判決	会社
井上工業 （23年12月）	井上工業株式会社の役員、増資引受先の組合員等の犯則嫌疑者4名が、第三者割当増資に際し、株価を維持上昇させる目的で、同社名義の預金口座から出金した金銭を、他の名義の預金口座を経由させて増資引受先の投資事業組合の預金口座に入金し、同組合名義で別の同社名義の預金口座に入金させることで、新株式発行増資の払込みを仮装し、虚偽の内容を含む公表を行い、偽計を用いた事件。	24.2.14（東京地裁） 投資事業組合組合員：懲役2年6月(執行猶予3年) 24.3.7（東京地裁） 当該会社社員Ｂ：懲役1年6月（執行猶予3年） 24.3.12（東京地裁） 当該会社社員Ａ：懲役2年（執行猶予3年） 証券ブローカー：懲役2年6月（執行猶予4年）	20年10月 上場廃止 破産開始決定
セラーテム テクノロジー （24年3月）	セラーテムテクノロジーの株価の上昇を図る目的で、真実は中国企業株主らが、当該中国企業を実質的に完全子会社化したセラーテムテクノロジーの発行済株式の過半数を取得するなどの方法により、セラーテムテクノロジーの経営支配権を掌握するスキームであったにもかかわらず、セラーテムテクノロジーの自己資金を、中国企業株主らが実質的に支配する別の法人とセラーテムテクノロジーとの間で循環させる方法により、第三者割当増資によって調達した資金で中国企業を買収したかのように偽装した上、その事実を隠したまま虚偽の事実を公表し、偽計を用いた事件。	25.4.12（東京地裁） 元当該会社最高財務責任者：懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金500万円 当該会社代表取締役：懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金500万円 当該会社　罰金800万円 ※以下、公判係属中（東京高裁） 代表取締役 当該会社	24年7月 上場廃止
セイクレスト （24年12月）	セイクレストの代表取締役であった犯則嫌疑者ら2名が、同社の自己資本を増加させたように装って上場廃止を回避しようなどと考え、共謀の上、現物出資を含む第三者割当増資において、現物出資財産である山林には募集株式の払込金額に相当する価値がなく、引受人は割り当てられた株式を短期間で譲渡する意図であったにもかかわらず、虚偽の内容を含む公表を行い、偽計を用いた事件。	公判係属中（大阪地裁） 当該会社代表取締役 コンサルティング会社役員	23年5月 上場廃止 破産開始決定

■ ペイントハウス事件参考概念図

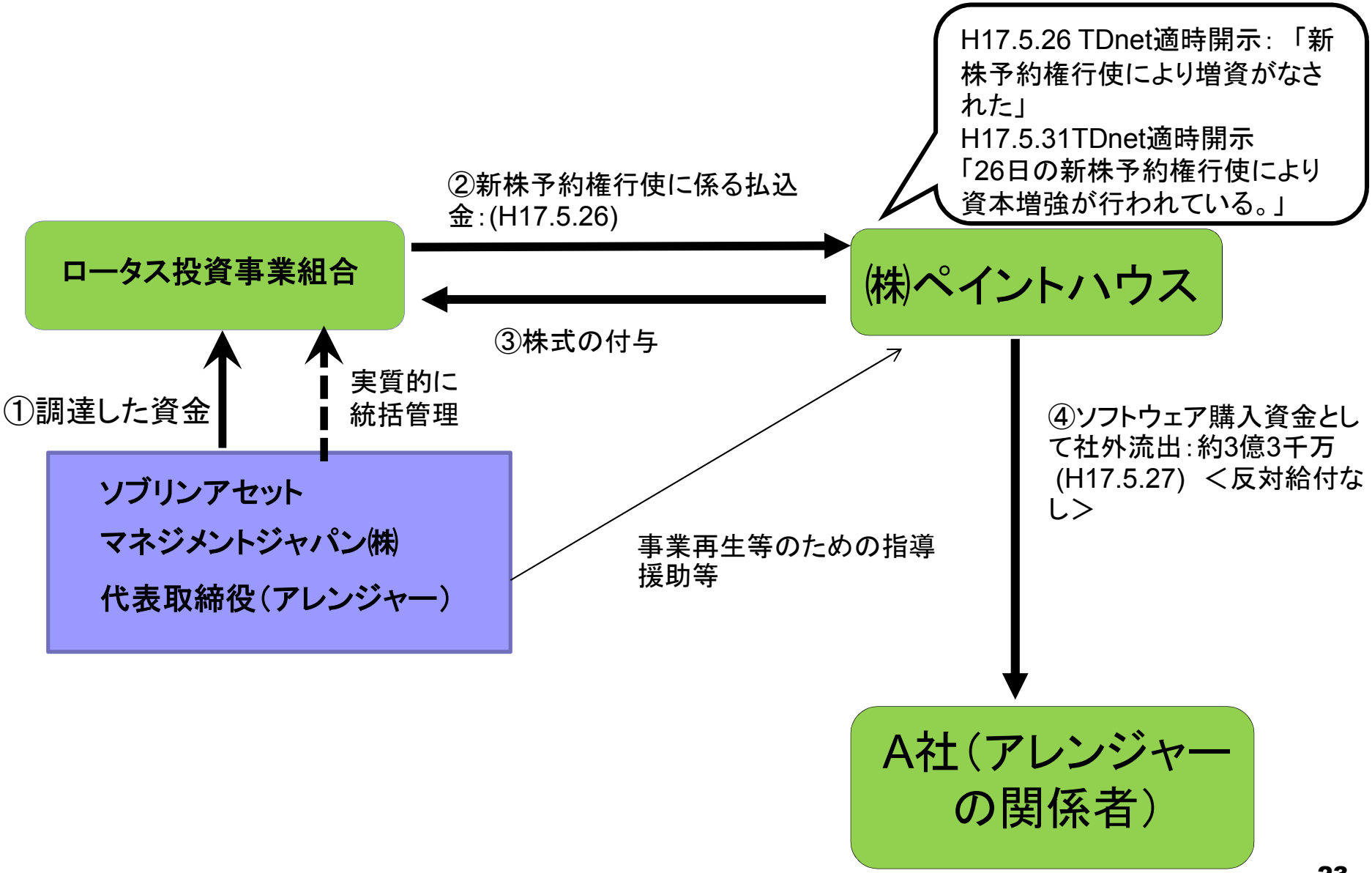

■ ユニオンホールディングス事件参考概念図

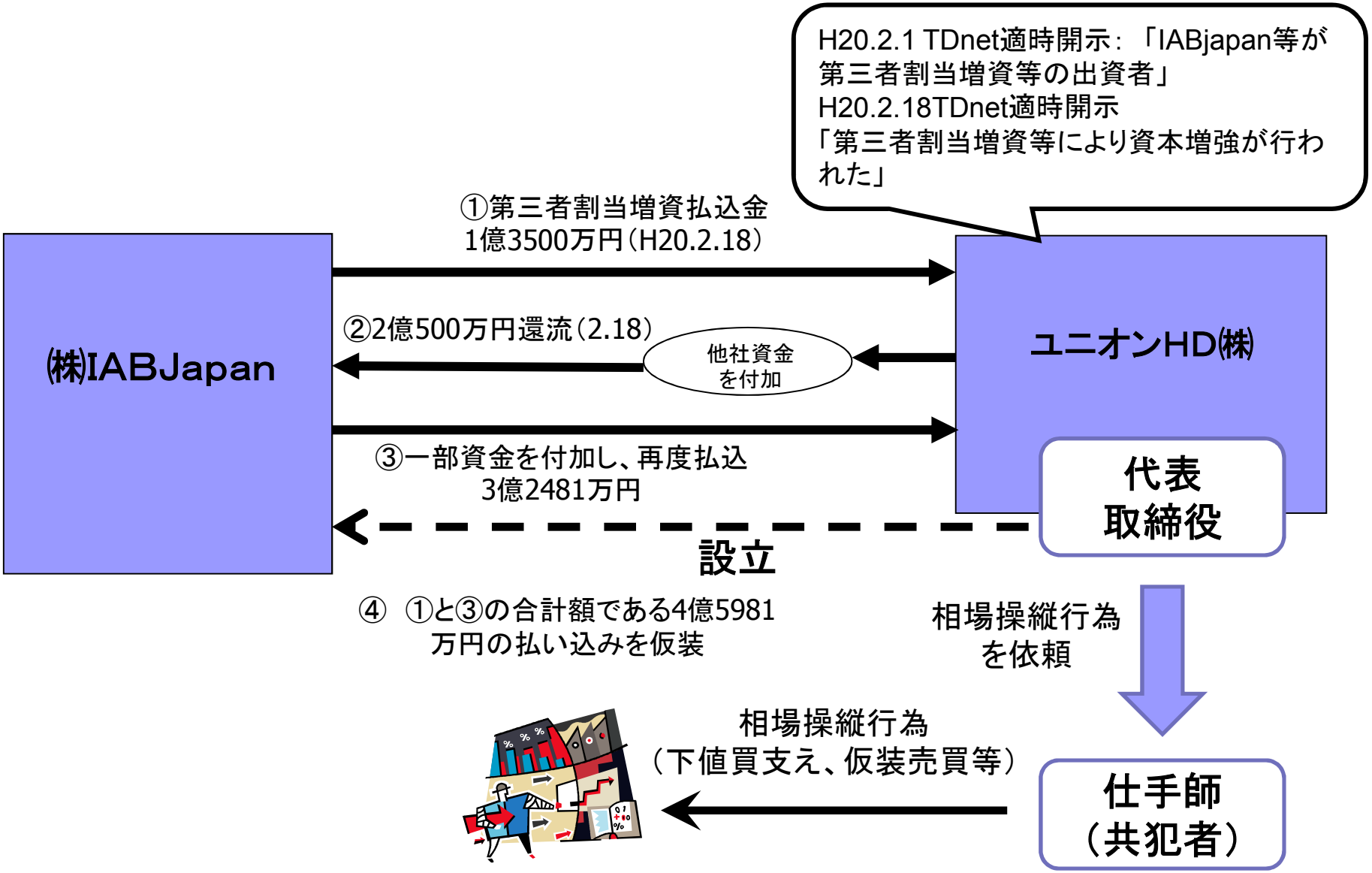

■トランスデジタル事件参考概念図

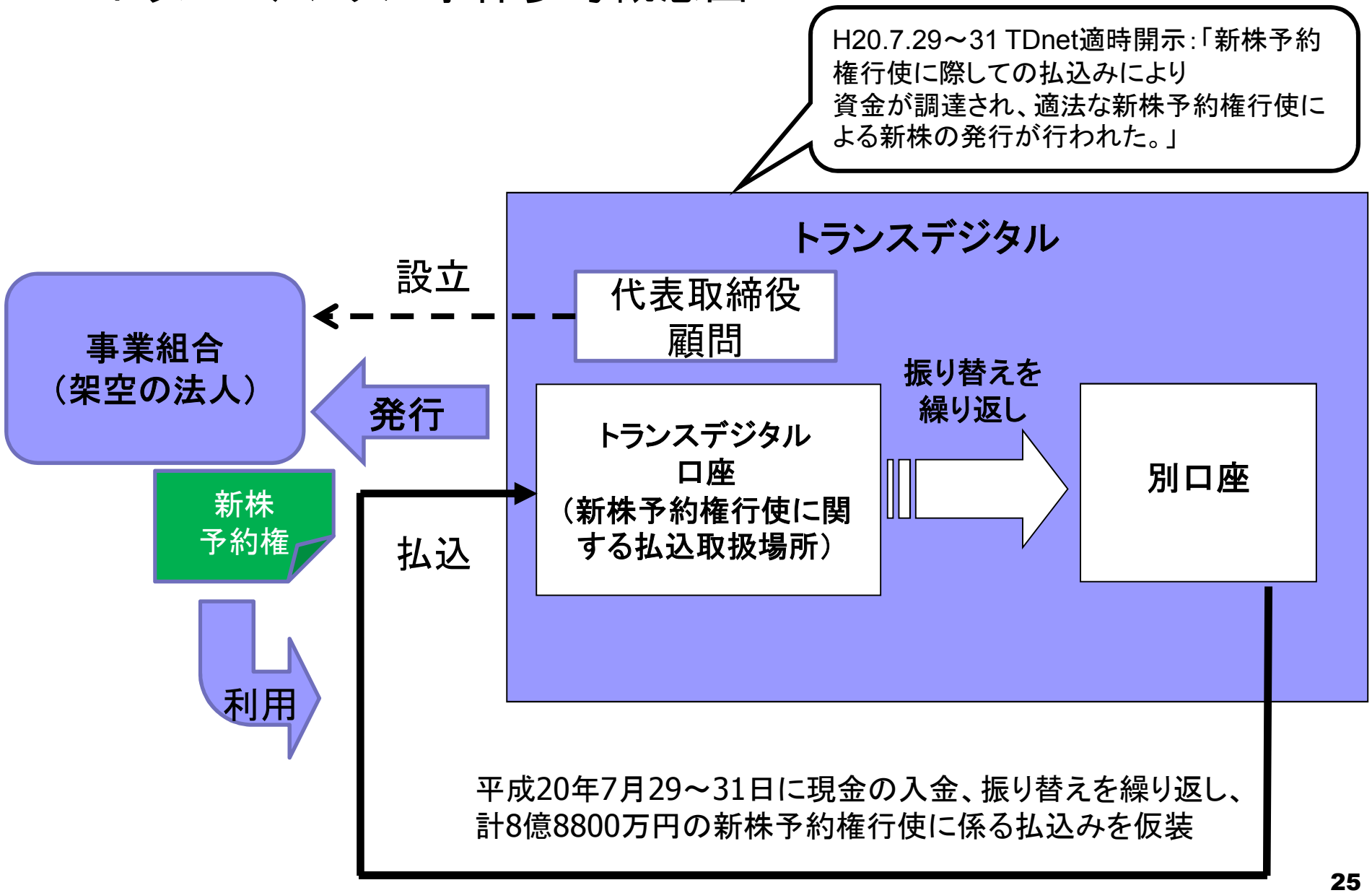

■ NESTAGE事件参考概念図

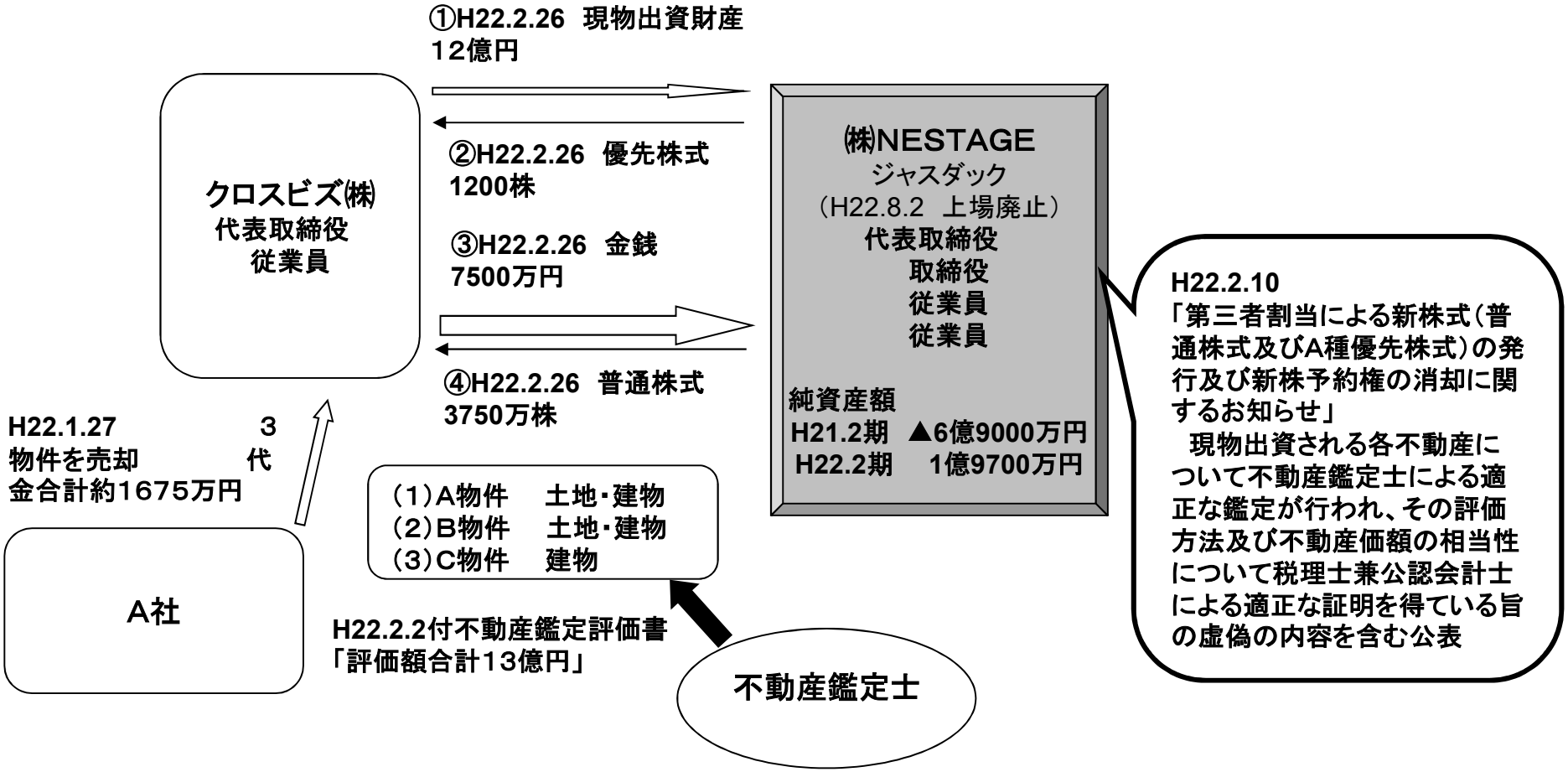

■ 井上工業事件参考概念図

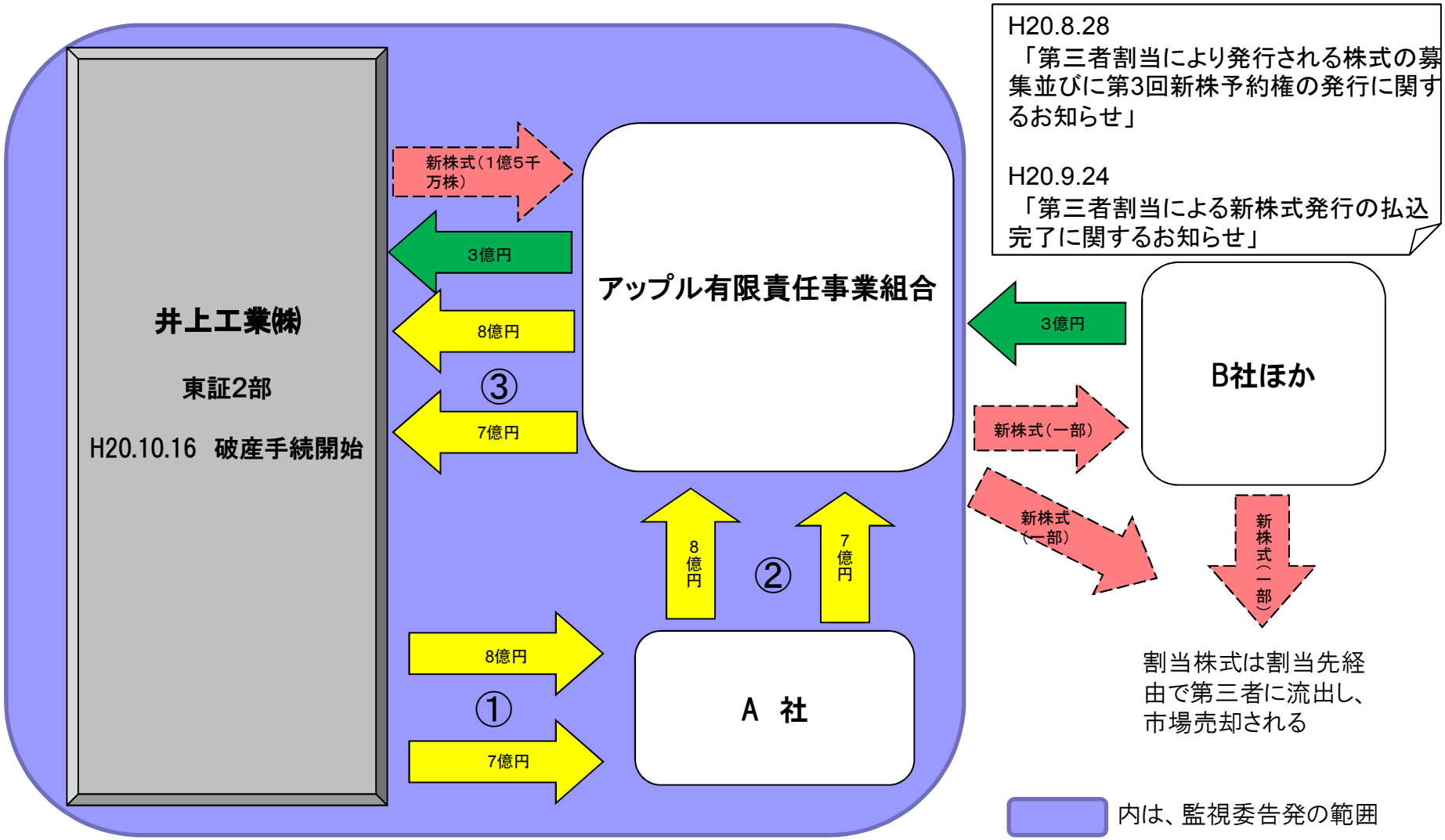

■ セラーテムテクノロジー事件参考概念図

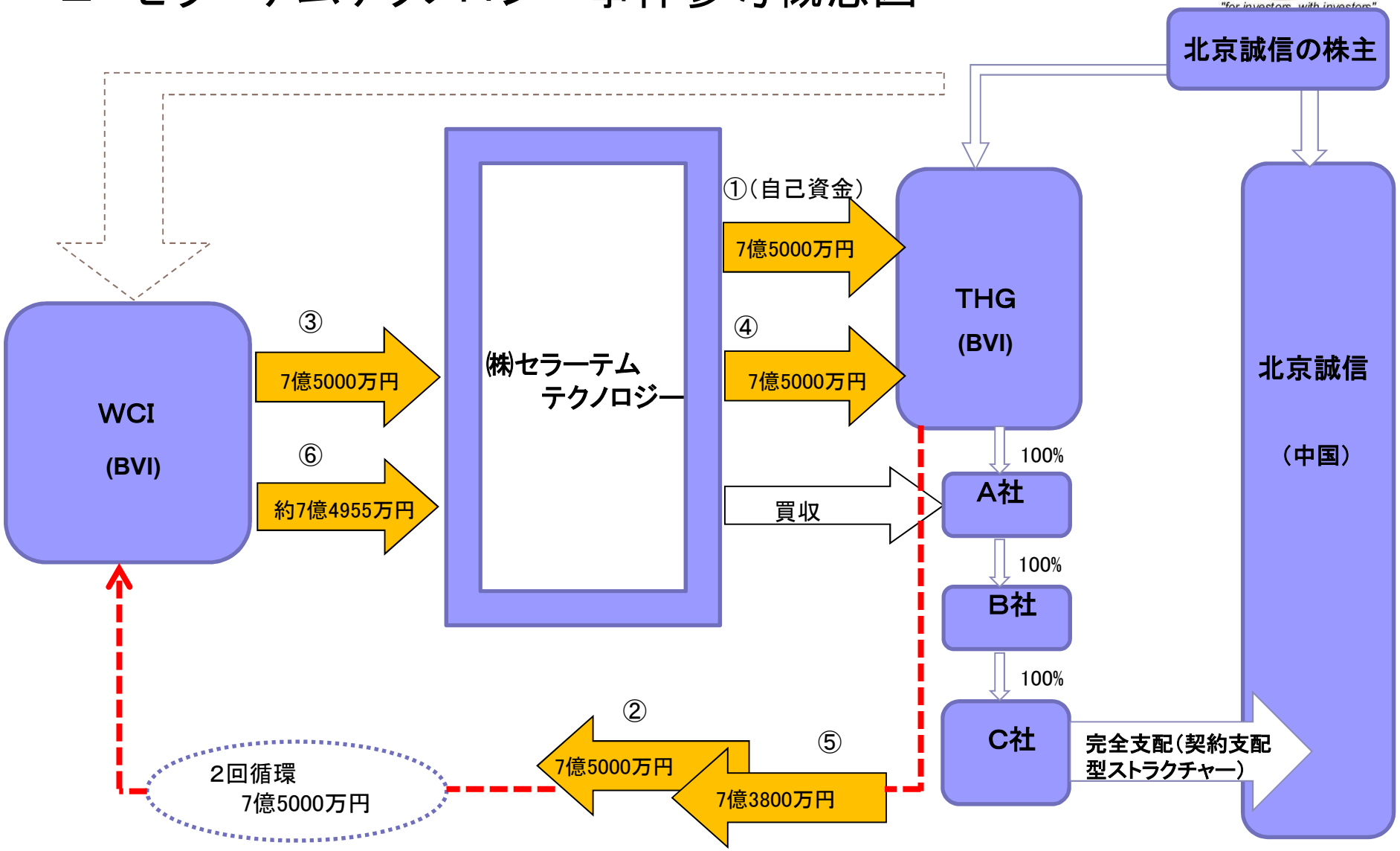

■ セイクレスト事件参考概念図

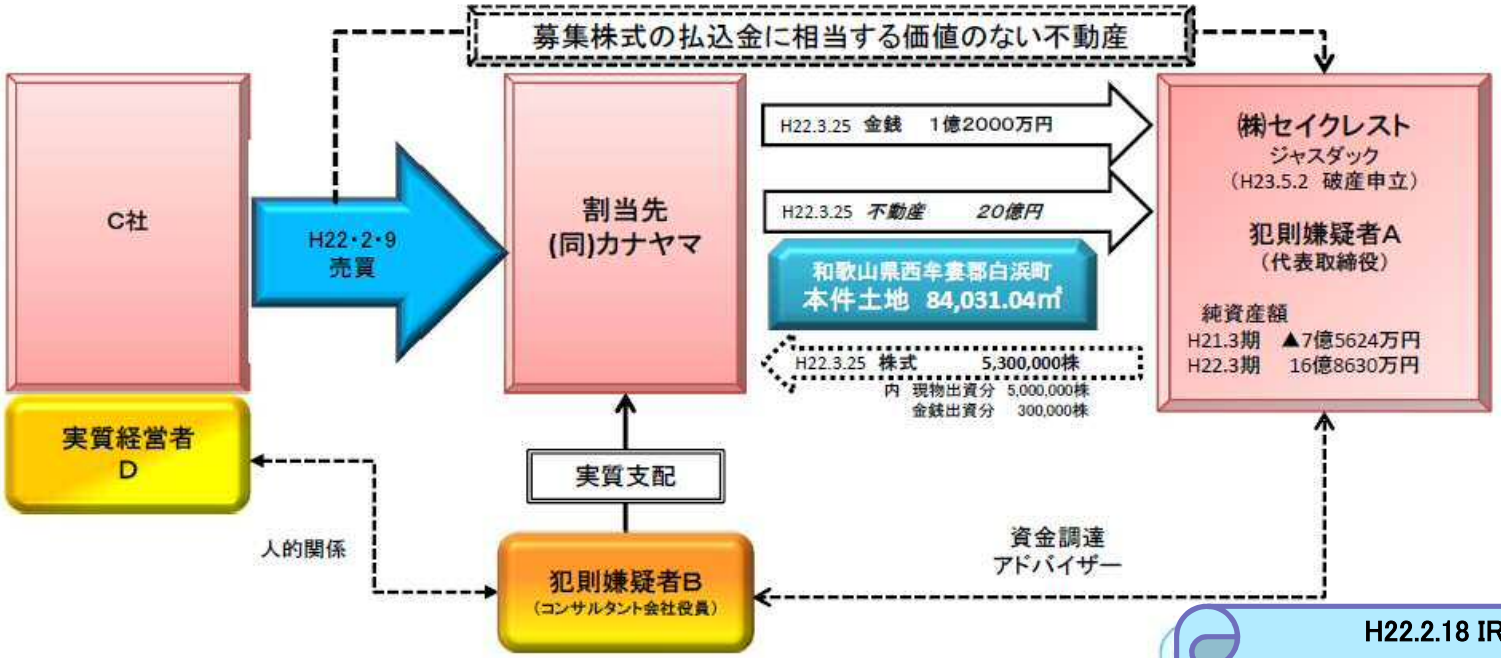

H22.2.18 IR

「第三者割当による新株式(金銭出資及び現物出資)の発行及び第4回株式会社セイクレスト新株予約権の発行に関するお知らせ」

①本件土地について、20億円に相当する価値がなかったのに、20億円に相当する価値がある旨
②セイクレストが本件土地を取得後に開発、販売する実現可能な事業計画はなかったのに、㈱カナヤマコーポレーション及び㈱センチュリージャパンと共同事業を行い、本件土地は2年間で完売する旨
③(同)カナヤマは割り当てられた株式を短期間で第三者に譲渡する意図であったのに、原則として長期間保有する旨

虚偽の内容を含む公表を行った。

- 不公正ファイナンスに関する包囲網
  - 証券取引等監視委員会は、不公正ファイナンスの監視、摘発を重点施策として取り組んできた。
  - また、金融庁、財務局、各証券取引所、証券業協会、公認会計士協会、弁護士会、国交省、不動産鑑定士協会、その他関係諸団体と連携し、不公正ファイナンスの未然抑止に向けたルール整備等に貢献してきた。

- 強化されたルールや監視の網をすり抜けるための新たな手口、手法の出現への備え
  - 証券取引等監視委員会は、金融庁、財務局、各証券取引所、証券業協会等と情報を共有し、監視の一層の強化を図っている。

重点施策(3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施

- 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査・調査の実施に努めていきます。

- 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます。

- 株式や社債等の無届募集については、金融庁や財務局との連携を強化しつつ、裁判所への緊急差止命令の申立て（金商法第192条）の活用も含め、適切に対応していきます。

適正なディスクロージャーを確保するための枠組み

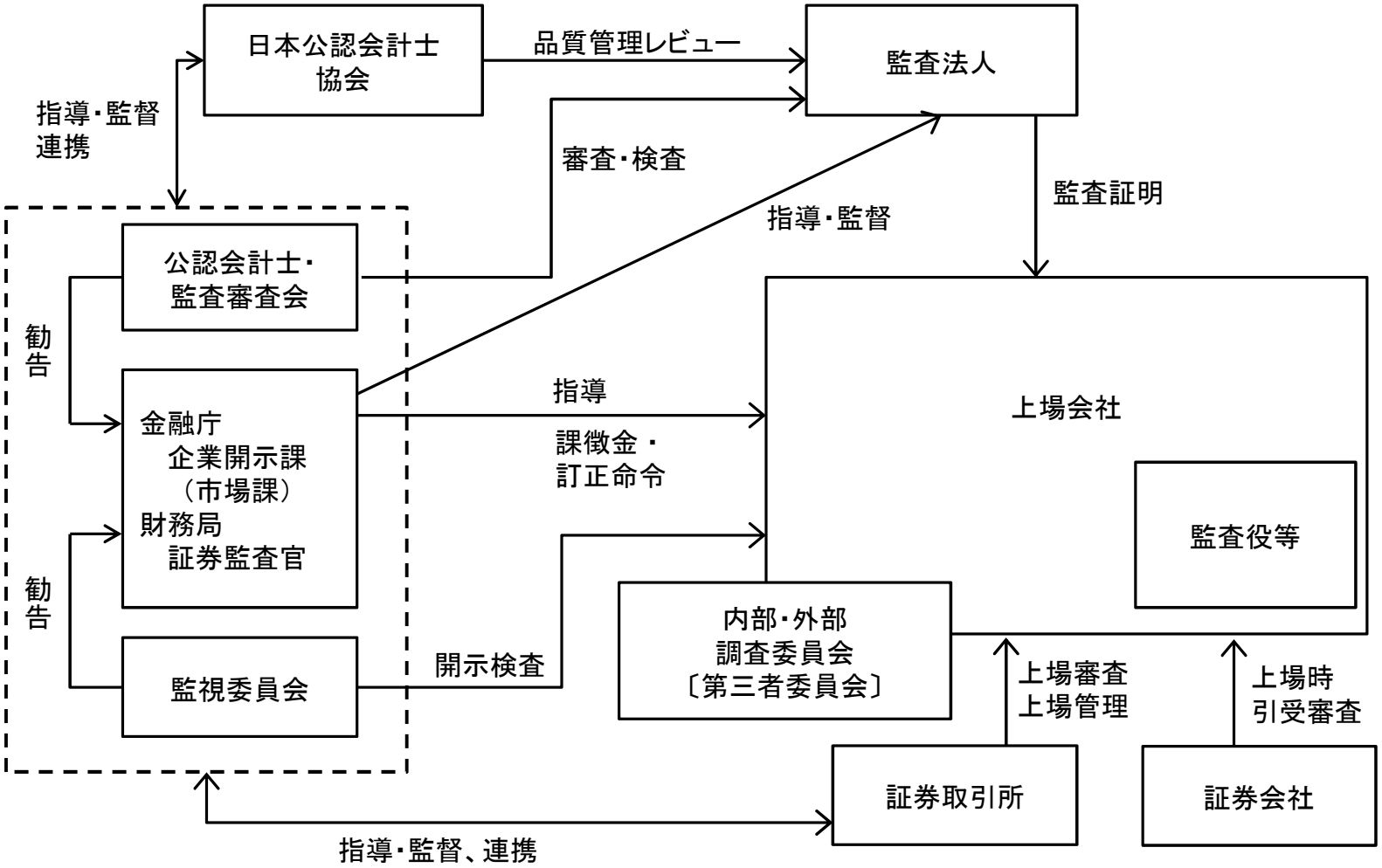

適正なディスクロージャーを確保するための枠組み（続）
（虚偽記載が発覚した際の関係者の対応）

証券取引所 ⇒（上場管理）⇒ 上場企業 ⇒（設立）⇒ 第三者委員会 ⇔ 企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（「日弁連ガイドライン」）22.7.15（22.1.17改訂）日本弁護士連合会

証券取引所

- 虚偽記載に対しては、上場廃止その他の措置を判断
- 第三者委員会による調査及び結果公表という実務慣行が定着しつつあることを踏まえて審査
- 第三者委員会を設置する際にはその独立性等に十分留意（日弁連ガイドラインを参照）

上場企業

- 事例にもよるが、虚偽記載により上場廃止の危機に瀕したときは、原因究明と再発防止に向け、独立性の高い、より説得力のある調査を行う必要に迫られるケースが多くなる傾向

企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（「日弁連ガイドライン」）22.7.15（22.1.17改訂）日本弁護士連合会

- 第三者委員会は企業の社会的責任（CSR）の観点から、ステークホルダーに対する説明責任を果たす目的で設置
- 調査結果の開示はもとより、調査の範囲、結果を開示する時期等を予め開示
- 事実の認定、評価、原因分析等を任務（法的責任とは別の場合が多い）
- 独立性・中立性（利害関係者は委員に就任しない）
- 企業の協力（資料、情報、社員へのアクセス等）

証券取引等監視委員会の対応（23.1.18 活動方針等）

企業等が虚偽記載等を行った場合に設置する第三者委員会が担う役割の重要性を踏まえ、当該企業が自立的かつ迅速に財務情報を市場に提供できるよう企業自身の適切な取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます

最近の主な開示検査に係る課徴金勧告事例

勧告日		課徴金額
◆ 平成19年 12月25日	三洋電機株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載事案	830万円
◆ 平成20年　6月19日	株式会社IHIに係る有価証券報告書等の虚偽記載事案 （課徴金額最高額）	15億9,457万9,999円
◆ 平成21年　6月26日	株式会社ビックカメラに係る有価証券報告書等の虚偽記載	2億5,353万円
◆ 平成22年　6月 21日	日本ビクター株式会社（A）及びJVC･ケンウッド･ホールディングス株式会社（B）に係る有価証券報告書等の虚偽記載事案	（A）7億　760万円 （B）8億3,913万円
◆ 平成23年　4月15日	ワールド･リソースコミュニケーション株式会社による無届社債券募集事案 （有価証券届出書の無届募集に対する初めての勧告）	1億9,441万円
◆ 平成24年　4月 13日	オリンパス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載事案	1億9,181万9,994円
◆ 平成25年　3月 26日	株式会社クロニクルに係る有価証券報告書等の虚偽記載事案	6,443万円
◆ 平成25年　3月 29日	日本風力開発株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載事案	3億9,969万円
◆ 平成25年　4月 26日	沖電気工業株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載事案	1,680万円

オリンパス㈱問題の経緯 ①

	オリンパス	第三者委員会	東京証券取引所
2011/10/14	ウッドフォード社長解職 （菊川氏が後任）		
2011/10/21		10/21 設置方針発表	
2011/10/26	高山社長就任		
2011/11/1		11/1 設置	
2011/11/8	損失隠しを認める旨公表	11/8 調査対象拡大	
2011/11/10	四半期開示を法定期限（11/14） までに提出できない旨公表 （12/14までに提出しないと 自動的に上場廃止）		11/10 監理銘柄（確認中）
2011/12/1	ウッドフォード氏、取締役辞任		
2011/12/6		12/6 報告書公表	12/6 監理銘柄（審査中）
2011/12/7	第三者委の報告を踏まえた当社の 対応について（経営改革委員会、 取締役と監査役の責任調査委員会の設置等）		
2011/12/14	四半期開示、訂正有価証券報告書等提出		12/14 解除
2011/12/15	経営改革委員会の立ち上げ、 臨時株主総会（3～4月）、 上場維持等の努力と事業の継続等について公表		
2012/1/8	取締役責任調査委員会の調査を受けて訴訟を提起		
2012/1/17	監査役等責任調査委員会の調査を受けて訴訟を提起		
2012/1/20			1/20 上場維持の判断 特設注意銘柄、上場違約金 監理銘柄（審査中）解除
2012/4/20	臨時株主総会		

オリンパス㈱問題の経緯 ②（刑事訴追）

2011.12.21　監視委、東京地検、警視庁が強制調査
2012.　2.16　同上（19/3、20/3の虚偽記載容疑）
東京地検が元役員3名、外部協力者1名を逮捕
警視庁が他の外部協力者3名を逮捕

19年3月期、20年3月期
（国内3社関連）

	法人	元役員3名	外部協力者	
告発	3/6	3/6	3名 3/6	1名 3/28
起訴	3/7	3/7	3/7	3/28

3. 7　東京地検が元役員3名、外部協力者1名を再逮捕
（21/3、22/3、23/3の虚偽記載容疑）
警視庁が他の外部協力者3名を逮捕

21年3月期、22年3月期、23年3月期
（ジャイラス社優先株関連）

	法人	元役員3名	外部協力者
告発 起訴	3/28	3/28	1名 3/28

詐欺容疑
（国内3社関連）

起訴			2名 3/28

オリンパス㈱問題の経緯 ③（課徴金）

2012.4.13　証券取引等監視委員会から課徴金勧告　１億9,181万9,994円

○　19年３月期から23年６月期までの有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書を対象

○　課徴金納付命令勧告の対象としたこれらの有価証券報告書等については、いずれも訂正報告書が提出されているが、それら訂正報告書については、課徴金納付命令勧告の対象とはしていない

2012.7.11　金融庁から課徴金納付命令

（参考）課徴金と刑事罰の調整

課徴金納付命令の決定の時に同一事件について公訴が提起されている場合には、裁判が確定した時から決定の効力が生ずることとなる。

この場合、罰金の確定裁判があった場合には、課徴金の額は罰金の額が控除された額に変更され、その変更の処分の文書の謄本が送達された時から効力が発生することになる。また、罰金の額が課徴金の額を上回った場合には、納付命令自体が取り消されることとなる。

＊　有価証券報告書虚偽記載の刑事罰

（個人）10年以下の懲役若しくは１千万円以下の罰金又はこれらの併科

（法人）７億円以下の罰金

オリンパス等の不正会計事案への対応について

金融担当大臣発言（抄）（2011年12月16日）

オリンパス社において、長年に亘り損失先送りが行われていたことは、適切な情報開示や投資者保護の観点から極めて遺憾。今後、制度の運用面を含め、所要の点検・検討を行い、適切な再発防止策を講じていく必要。

（1）企業統治のあり方

証券取引所が設置を求めている独立役員等について、その独立性や役割の明確化等が図られるよう、証券取引所の規則や開示ルールの見直しが必要。

（2）会計監査のあり方

会計不正に対応するための監査手続き等の充実を図っていく必要。

（3）外部協力者

外部協力者の行為の是正・予防に向けた対応を検討。

（4）検査・モニタリングの強化等

有価証券報告書等の適正確保のため、検査・モニタリングの強化を図っていくことが必要。あわせて、M＆A等に関する開示の充実のための方策について、証券取引所等と連携して検討。

株式や社債等の無届募集への対応

対応	事件概要
告発	㈱丸美に係る無届社債券募集事件 犯則嫌疑者は、多数の一般投資家に社債券を募集して資金を調達しようと企て、有価証券届出書を提出せずに約1万5000名に対して社債券取得申込を勧誘し、募集した。（平成23年2月9日　犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者を告発。平成24年5月現在、公判係属中）
課徴金①	ワールド・リソースコミュニケーション㈱（旧アフリカントラスト㈱及びアフリカンパートナー㈱）は、有価証券届出書を提出せずに多数の投資家に対して社債券取得申込を勧誘し、募集を行い、延べ46百名以上の投資家に総額約86億円の社債券を取得させた。（平成23年4月15日　勧告、同年9月22日　課徴金１億9,441万円決定）
課徴金②	東亜エナジー㈱は、有価証券届出書を提出せずに多数の投資家に対して社債券取得申込を勧誘し、募集を行い、延べ14百名以上の投資家に総額約27億円の社債券を取得させた。（平成23年6月28日　勧告、同年8月24日　課徴金6,092万円決定）
裁判所への禁止命令等の申立て	無届募集（株式等）の禁止等 ㈱生物化学研究所は、㈱大経と連携して、有価証券届出書を提出せずに多数の投資家に対して自社の株式及び新株予約権の取得申込を勧誘し、募集した。（平成22年11月26日　申立て、平成22年12月　裁判所の命令が発令）

【参考】 少人数私募の考え方

○ 社債券について49名以下に勧誘

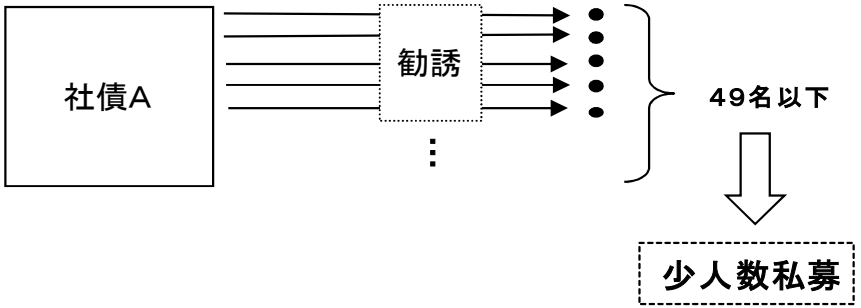

○ 社債券について50名以上に勧誘
49名以下が取得

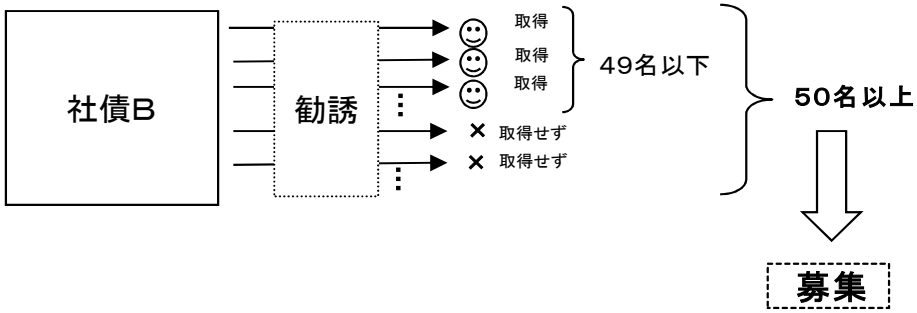

【問題事例】

○ おおまかな利率を示して50名以上に勧誘
回号ごとに利率をわずかに変え、各回49名以下が取得

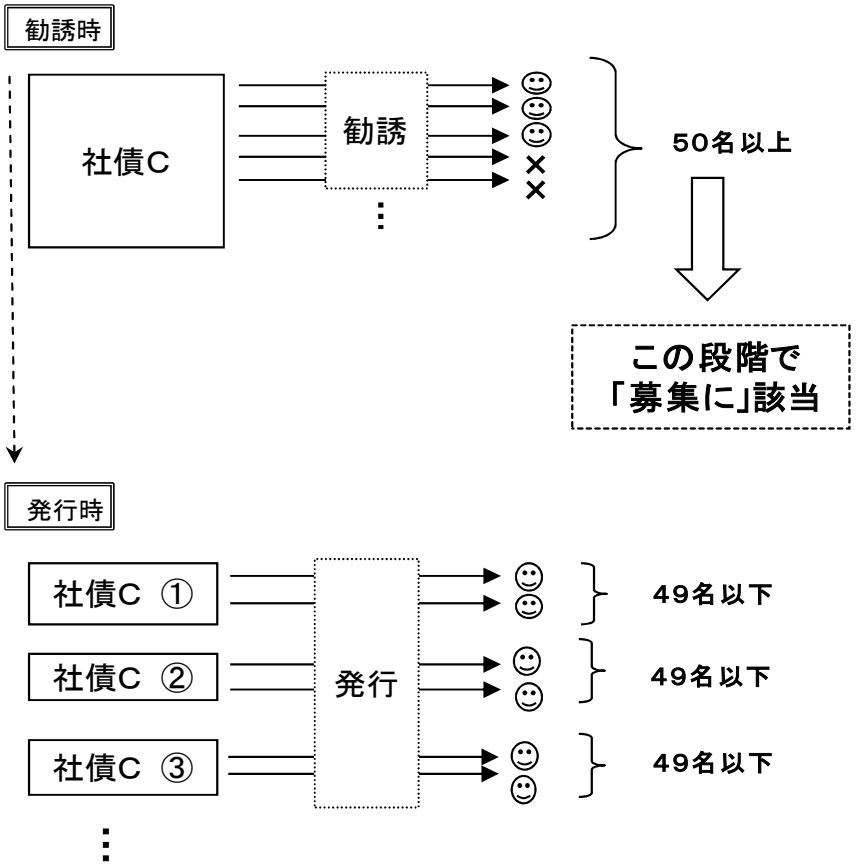

重点施策(4) 課徴金制度の一層の活用

- 課徴金制度の特性を活かし、不公正取引や虚偽記載等の調査を迅速・効率的に実施していきます。
- 過去の課徴金事例等について積極的な情報発信を行うことなどを通じ、市場関係者の違反行為を未然に防止するための取組みを進めてまいります。

課徴金勧告件数及び課徴金額

年度	勧告件数（件）・課徴金額（円）							
	合計		不公正取引				開示書類の虚偽記載等	
			内部者取引		相場操縦			
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
H17	4	1,660,000	4	1,660,000	－	－	-	-
H18	14	682,480,000	11	49,150,000	－	－	3	633,330,000
H19	24	106,449,997	16	39,600,000	－	－	8	66,849,997
H20	29	1,980,519,997	17	59,160,000	1	7,450,000	11	1,913,909,997
H21	53	766,959,998	38	49,220,000	5	6,260,000	10	711,479,998
H22	45	1,943,759,994	20	42,680,000	6	21,260,000	19	1,879,819,994
H23	29	600,940,000	15	26,300,000	3	5,390,000	11	569,250,000
H24	41	857,469,994	19	35,150,000	13	100,570,000	9	721,749,994
合計	239	6,940,239,980	140	302,920,000	28	140,930,000	71	6,496,389,980

（注）１．年度は、当年４月から翌年３月まで。

２．「開示書類の虚偽記載等」には、公開買付開始公告の実施義務違反に関する事例１件を含む。

最近の主な不公正取引に係る課徴金勧告事例（1/3）

勧告日		課徴金額
◆ 平成20年 2月29日	日本放送協会職員3名による内部者取引事案	26万円 17万円 6万円
◆ 平成20年 3月18日	新日本監査法人職員による内部者取引事案	134万円
◆ 平成20年11月 4日	株式会社いい生活社員による内部者取引事案 （個人に対する課徴金最高額）	2,079万円

＜平成20年12月 金商法改正施行：課徴金額が引き上げられる＞

◆ 平成20年12月12日	ゴールドマン・サックス証券株式会社社員による内部者取引事案	23万円
◆ 平成20年12月19日	個人投資家によるトリニティ工業株式会社株券に係る相場操縦事案 （相場操縦の初勧告）	745万円
◆ 平成21年 4月22日	株式会社栗本鐵工所取引先社員による内部者取引事案 （重要事実としてバスケット条項を適用）	121万円
◆ 平成21年 5月22日	株式会社アルゴ21ほか4社の株券に係る内部者取引事案 （証券会社社員が情報伝達者となり、公認会計士が内部者取引を実行）	258万円
◆ 平成21年 6月 5日	カブドットコム証券株式会社社員による内部者取引事案	44万円